

盛岡広域振興局長告示第39号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0332200013	障害者地域生活支援センターしんせい	紫波郡矢巾町大字室岡第12地割125番地	紫波郡矢巾町大字室岡第12地割70番地9	平成22年5月26日